

## Ⅱ 施策の内容

- 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ア 自主的な生産工程管理の取組の促進
取組内容	① かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の充実・普及
関係部署	かごしまの食ブランド推進室，農産園芸課，畜産課，森林経営課，水産振興課

## 現状

かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）は、農業生産工程管理（GAP）の手法を全国に先駆けて取り入れ、第三者機関が認証する県独自の制度で、平成16年に創設し、これまで制度の充実や普及拡大を図っています。

また、野菜、果物、茶、米の「かごしまブランド団体（産品）」認定申請において、安心・安全な取組としてK-GAP認証の取得を義務づけています。

### ○認証状況の推移

項目	H16年度末	H22年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末
品目数	1	53	64	64	66	64
個人・団体数	1	193	262	264	271	270
件数	1	234	309	312	322	317

## 課題

生産履歴記帳をはじめとする生産工程管理の重要性について、生産者に対して一層の普及啓発に努めるとともに、安心・安全を確保する取組としてK-GAPの認知度の向上や認証取得の維持・拡大に努める必要があります。

また、K-GAP制度の充実等を検討する必要があります。

## 施策の目標

関係機関・団体との連携により、引き続きK-GAPの取組を推進し、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

## 具体的な取組内容

- 各地域のJA部会やブランド候補団体等に対するK-GAP認証取得の推進
- 県推進研修会や各地域ごとの認証制度導入推進研修会の開催
- K-GAPの充実・高度化に向けた制度の検討



## 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
かごしまの農林水産物認証制度における認証件数	317件	320件	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ア 自主的な生産工程管理の取組の促進
取組内容	② 国際認証GAP等への取組支援
関係部署	かごしまの食ブランド推進室, 畜産課, 水産振興課

### 現状

農林産物のGAPには、K-GAPのような都道府県GAPのほか、民間で運用されているJGAP, ASIAGAP, GLOBALG.A.P.等があり、令和2年度現在、国内で運用されているGAPのうち、GLOBALG.A.P.及びASIAGAPがGFSI（世界食品安全イニシアティブ）の承認を得た国際規格です。

水産物では水産資源の持続的利用や環境に配慮した養殖業・漁業を認証する水産エコラベルが運用されています。

それぞれ認証取得については、生産者が自らの経営判断によって選択することとなります。

### 課題

生産工程管理の取組を推進するため、国内外にある様々なGAP等認証についての情報収集、生産者への周知及び取組支援に努める必要があります。

JGAP家畜・畜産物は、平成29年に運用が開始され間もないことから、制度への理解が十分ではなく、農場での取組が低調な状況にあります

### 施策の目標

K-GAPと併せて、生産者のニーズに応じ、国際認証GAP等の取組支援を行い、県産農林水産物の安心・安全の確保に努めます。

### 具体的な取組内容

- 生産者研修会の開催等による制度の普及・啓発
- GAP指導員の育成・確保等による認証取得の支援

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
JGAP等認証取得件数	144件	190件	JGAP, ASIAGAP, GLOBALG.A.P. (畜産物を除く)
JGAP家畜・畜産物の認証取得経営体数	10件	44件	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	③ 農薬の適正使用の推進
関係部署	経営技術課

### 現状

安心・安全な農産物の生産を行うため、農薬の使用量の多い6月から9月を農薬適正使用推進期間として定め、各地域において農薬適正使用推進研修会等を開催し、農薬使用基準の遵守や飛散防止対策の徹底など、「農薬取締法」に基づき安全性を評価された登録農薬の適正使用の指導を行っています。

また、農薬販売者及び農薬使用者等の資質向上を図り、農薬の適正使用並びに農薬使用に起因する被害等の防止に資するため、農薬指導士の育成・確保を図っています。

### 課題

これまでの耕作地における農薬適正使用の推進に加え、耕作地周辺の環境や住民に対する配慮が強く求められています。

また、農薬の再評価制度の導入及び登録審査の見直しに伴い、必要に応じて随時、安全性評価の方法や登録内容等が見直されることから、農薬の使用基準や安全性等に対する正しい知識の周知徹底を、継続して図る必要があります。

### 施策の目標

農薬取締法等に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農産物の安全性確保を図ります。



〈農薬指導士養成研修〉

### 具体的な取組内容

- 農薬の適正使用指導体制の強化
  - ・農薬指導士の育成・確保
- 農薬の取扱い等に関する正しい知識の普及啓発
  - ・農薬適正使用推進研修会等の開催

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
農薬販売店における農薬指導士設置割合	53.6%	80.0%	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	④ 農薬の販売・管理・使用に関する監視指導
関係部署	経営技術課

### 現 状

県は、「農薬取締法」に基づき、農薬が適正に販売・管理・使用されているかを確認するため、県内の農薬販売業者、ゴルフ場に対する立入検査を実施し、不適切な事例に対して指導等を行っています。

また、農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士に対して、農薬適正使用推進研修会などを定期的を開催し、その資質向上を図っています。

### 課 題

農薬販売店やゴルフ場、農薬使用者等において、販売・管理・使用に関する不適切な事例が未だ認められることから、農薬取扱いに関する正しい知識を広く普及させる必要があります。

### 施策の目標

農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士を育成・確保するとともに、農薬取扱いに関する知識を広く普及させることで、販売・管理・使用時の不適切な事例を減少させ、農産物の安全性確保を図ります。



〈立ち入り検査の実施状況〉

### 具体的な取組内容

- 適正な販売・管理・使用の推進
  - ・農薬指導士の育成・確保
  - ・立入検査による的確な指導

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
農薬販売店における農薬指導士設置割合(再掲)	53.6%	80.0%	
立入検査における違反件数割合	(※H27~R元年平均) 18.9%	10.0%	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑤ 肥料の生産や販売に関する監視指導
関係部署	経営技術課

### 現 状

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、肥料の品質等を確保し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査を実施するとともに、肥料を生産・販売する事業場への立入検査等に取り組んでいます。

また、堆肥の品質表示に関する取締等、適正表示の指導を行っています。

項 目	R元年度末
登録・届出の指導・審査件数	110件

### 課 題

肥料生産業者や販売業者に対する登録・届出義務等の周知や法令遵守の徹底を図る必要があります。

### 施策の目標

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき遵守すべき事項について周知徹底を図るとともに、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用の確保を図ります。



〈肥料法等に関する研修〉

### 具体的な取組内容

- 県のホームページ等を活用した肥料法の制度等の周知
- 普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査
- 肥料の生産・販売における適正表示等の指導
  - ・立入検査の実施

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
肥料法違反件数	10件	0件	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑥ 動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導
関係部署	畜産課

### 現 状

動物用医薬品については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法（旧：薬事法））などに基づき、動物用医薬品が適切に販売、使用されるよう動物用医薬品販売業者等に対する監視指導を実施しています。

### 課 題

動物用医薬品は不適正に使用された場合、畜産物に残留したり薬剤耐性菌が出現するなど、食品の安全性に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、動物用医薬品による危害発生を防止するとともに、その有効性、安全性を確保する必要があります。

### 施策の目標

動物用医薬品による危害発生を防止するとともに、その有効性、安全性を確保するための動物用医薬品使用実態調査、医薬品調査等の各種調査・指導を行うなど、消費者へ安心・安全な畜産物の供給に向けて継続的な監視指導を行います。

### 具体的な取組内容

- 動物用医薬品使用実態調査
- 医薬品調査                      など各種調査・検査の実施

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
動物用医薬品使用実態調査の実施状況	87件	80件	
医薬品調査の指導状況 (動物用医薬品販売業等の許可数に対する割合)	168件 (実施率48%)	— (実施率50%)	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑦ 飼料の安全性確保に関する普及、監視指導
関係部署	畜産課

### 現 状

安心・安全な畜産物を供給するため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（飼料安全法）に基づいて飼料の製造、販売及び使用の各段階において、普及・監視・指導を実施しています。

令和元年度の現状では、畜産農家、飼料製造・販売業者等のいずれにおいても飼料の製造販売・使用等において、不適正な事例はありません。

### 課 題

飼料の安全性を確保するためには「飼料安全法」の遵守に努める必要があり、引き続き飼料の適正な製造・販売・使用等の普及、監視、指導を行う必要があります。

### 施策の目標

飼料の不適正な製造・販売・使用等を防止します。

### 具体的な取組内容

- 飼料安全法の内容説明及び飼料の安全性の確保のための普及、指導
  - ・畜産農家・飼料販売業者等を対象とした地区講習会の開催
  - ・畜産農家を対象とした巡回指導
- 飼料安全法等の関係法令等の遵守状況の監視・指導
  - ・飼料製造・販売業者等への立入検査

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
飼料の製造・販売及び使用等に関する立入検査・巡回点検指導件数(飼料製造・販売業者等に対する割合)	308件 (3.1%)	301件 (4.4%)	
不適正な事例件数	0件	0件	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実
取組内容	⑧ 水産用医薬品の適正使用の推進
関係部署	水産振興課

### 現状

海面・内水面における養殖魚においては、病原体の侵入や魚の健康状態、飼育環境のバランスが崩れた時等に、各種の魚病が発生する場合があります。魚病の予防・治療対策としては、「医薬品医療機器等法」に基づき魚種毎、魚病種類毎に使用可能な水産用医薬品が規定されており、その使用にあたっては、用法・用量、使用禁止期間・休薬期間・水揚げ禁止期間及び使用上の注意を遵守した適正使用の推進を図っています。

### 課題

安心・安全な食品の提供という観点から、水産用医薬品の適正な使用や、効果的な使用については、引き続き普及・指導を行う必要があります。

### 施策の目標

魚病による被害を軽減するために、養殖地域において、水産用医薬品の適正使用に係る指導等研修会を開催し、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用を引き続き推進することで、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。



<ワクチン接種技術講習会>

### 具体的な取組内容

- 養殖業者に対する水産用医薬品適正使用の指導等
  - ・ワクチン接種技術講習会の開催
  - ・魚病講習会の開催
- 水産用医薬品の適正指導や衛生的な養殖管理に関する普及啓発
  - ・魚病巡回指導の実施

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
水産用医薬品適正使用指導等研修会の開催回数	2回	3回	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取組内容	⑨ IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進
関係部署	経営技術課

### 現 状

環境と調和した農業の実現に向け、化学合成農薬主体の防除から脱却し、天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心としたIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の確立に取り組むとともに、品目別に取り組むべきIPM技術をまとめた「IPM実践指標」を策定し、IPM技術の普及拡大に努めています。

### 課 題

ピーマンやいちご等の施設栽培では、市販の天敵（益虫）の利用を柱としたIPM技術が普及しています。一方、露地栽培でも土着天敵（元々その地域に生息する天敵）を活用した害虫防除技術等が確立され、登録農薬が少ないオクラ等のマイナー作物を中心に、取組が進みつつあります。

今後は、露地栽培においてもIPM技術に取り組む品目、産地を拡大し、農薬の使用量・回数をさらに削減して環境と調和した農業の実現を図る必要があります。



「かごしまのIPM」PRキャラクター  
「チーム・マモット」

### 施策の目標

IPM技術等に取り組む品目、産地を拡大し、農薬の使用量を削減するとともに、本県のIPM農産物等の認知度を向上させ、安心・安全な農産物の提供および本県農産物のイメージアップにつなげます。

### 具体的な取組内容

- IPM技術に取り組む産地の拡大
  - ・ 化学合成農薬の使用の削減を目的とした、IPM技術の実証展示ほ場を地域ごとに設置
  - ・ 実証展示ほ場を活用した現地研修会等を通じ、産地のIPM技術への取組みを支援
- IPM農産物の認知度向上
  - ・ PRキャラクター「チーム・マモット」の生産者による活用を推進

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
露地オクラ栽培におけるIPM技術(土着天敵利用)の取組面積	42ha	60ha	対象：JAいぶすき管内

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取組内容	⑩ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進
関係部署	畜産課

### 現 状

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)に基づき、関係者が一体となって取組を推進してきた結果、ほぼ全ての適用対象農家で法に基づく管理基準が遵守される状況にあり、現在、その約8割が堆肥化処理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化处理や産業廃棄物処理委託等により、概ね適正に処理されています。

### 課 題

悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域によっては、堆肥の還元農地の不足や高齢化に伴う利用の減少などの課題を抱えており、家畜排せつ物の適正処理とともに、今後は耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりにより、堆肥の利用を促進するなど、家畜排せつ物の利用を一層促進し、地域環境と調和した環境保全型畜産の確立を図る必要があります。

### 施策の目標

畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組が不可欠であることから、家畜排せつ物法に基づく県計画を策定するとともに、「県環境保全型畜産確立基本方針」及び「県畜産環境保全対策指導指針」に基づいて、地域環境と調和した畜産経営の実現に努めます。

### 具体的な取組内容

- 地域振興局・支庁等による畜産農家への巡回指導や家畜排せつ物の処理及び利用技術の普及・指導
- 県畜産環境保全対策指導指針に基づく環境保全型畜産推進協議会の開催
- 県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となった環境汚染防止のための総合的な取組  
・家畜排せつ物の処理・利用状況の調査、家畜排せつ物処理に関する事業の調整・指導等

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
県畜産有機物有効利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況(適正処理仕向率)	5,776千t (92.7%)	6,038千t (98.0%)	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取組内容	⑪ 自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供
関係部署	森林経営課

### 現状

近年の健康志向の高まりなどにより、国産品の需要が高まってきていることから、「たけのこ」や「原木しいたけ」をはじめとする県産特用林産物の生産拡大が求められています。

### 課題

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、生産段階から安心・安全の確保及び環境保全への配慮について、引き続き普及啓発を図る必要があります。

### 施策の目標

「特用林産物の栽培技術指針」に基づいて、自然環境や生産環境の保全に配慮した栽培方法及び肥料の適正な使用方法などについて、指導・情報提供を行います。

### 具体的な取組内容

- 新規参入者等を対象とした栽培や経営についての助言・指導
  - ・「たけのこ」及び「原木しいたけ」養成講座の開催



<たけのこ生産者養成講座>



<原木しいたけ生産者養成講座>

### 参考となる指標

指標	現状	目標	備考欄
たけのこ生産者養成講座の開催回数	1回	1回	
原木しいたけ養成講座の開催回数	1回	1回	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 ウ 環境保全への配慮
取組内容	⑫ 県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導
関係部署	水産振興課

### 現状

ブリ、カンパチなどの海面養殖業は本県の基幹漁業ですが、漁場環境の変化等による赤潮の発生や魚病の発生等により不安定な生産を強いられています。

県では、赤潮被害軽減のため、モニタリング調査や赤潮防除についての調査研究を行っています。また、魚類養殖協議会において、養殖場の水質及び環境保全や養殖魚の放養量等の適正基準を協議し、魚類養殖に係る漁場環境の正常化や養殖業の健全な発展を促進しています。

### 課題

赤潮については、発生のメカニズムが解明されていないことから、定期的な漁場環境のモニタリング調査等による解明や赤潮防除についての継続的な調査研究等が必要になっています。

また、持続的に養殖生産を行うため、漁場の環境保全に配慮した適正養殖の推進を行う必要があります。



〈赤潮調査風景〉

### 施策の目標

魚類養殖場の漁場環境については、水質調査等で現状を把握します。必要な漁場環境の改善等については、養殖飼育手法の改良・改善の指導や養殖施設等の整理等を推進することにより、持続的な養殖生産の確保を図ります。

### 具体的な取組内容

- 赤潮モニタリング調査と赤潮発生情報の伝達
- 養殖漁場の水質や底質（海底の環境等）の漁場環境調査
- 県魚類養殖指導指針に基づいた指導と研修会等の実施

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
漁場環境調査の実施状況	97%	100%	

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑬ 施設への立入検査（監視指導）
関係部署	生活衛生課

### 現状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき，製造・加工の段階では，殺菌不良の防止，異物の混入防止，意図しないアレルギー物質の混入防止等，流通・販売の段階では，温度管理の徹底や表示の徹底等各段階の特性に合わせた監視指導を実施しています。

また，鶏刺し等生食用食肉を扱う施設の監視指導を重点的に実施するなど食中毒の防止をはじめとする食の安全性確保に努めています。

項目	R元年度
計画的な立入回数を設ける業種（施設）への監視指導	15,796件
必要に応じて立入検査を実施する業種（施設）への監視指導	6,938件*

※：届出が不要な野菜・果物販売業や菓子販売業等の監視件数

### 課題

食品の安全性を確保し，県民の健康保護を図るには，引き続き，食品の製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実及び食品等の検査を行う必要があります。



〈監視：魚介類の品温測定〉

### 施策の目標

食品関連事業者に対して，重点的，効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより，食中毒の発生防止，異物混入や不適正な表示等の不良食品の発生防止など食の安心・安全の確保に努めます。

### 具体的な取組内容

- 標準的な年間立入回数を設定した重点的，効率的かつ効果的な監視指導の実施
- 夏期及び年末の一斉取締りの実施
- 特定の違反事例等による一斉取締りの実施

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
標準的な立入回数を設ける業種（施設）への監視指導	103%	100%	毎年度策定した計画に基づく達成率

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑭ 食品等の検査
関係部署	生活衛生課

### 現 状

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内で製造された食品及び輸入食品を含む県内に流通する食品等を対象として、食品の添加物や細菌数等の成分規格基準、肉、卵、牛乳等の残留動物用医薬品、野菜・果物等の残留農薬等の検査を実施しています。

また、牛や豚、鶏等について食肉の適否のための検査を実施しています。

項 目	R元年度末
食品の添加物, 成分規格基準, 残留動物用医薬品, 残留農薬等の検査	3,300件
食肉の検査	食肉の検査 2,597,075頭 食鳥肉の検査 151,488,233羽

### 課 題

引き続き、「県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の添加物、成分規格基準、残留動物用医薬品、残留農薬並びに食肉の検査を行う必要があります。

### 施策の目標

製造・加工, 流通・販売の商品の特性等を十分に見極めて「県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品の検査を実施します。



〈細菌検査〉

### 具体的な取組内容

- 食品の添加物, 成分規格基準, 残留動物用医薬品, 残留農薬等の検査
- 食肉の検査

### 参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食品の添加物, 成分規格基準, 残留動物用医薬品, 残留農薬などの検査	106%	100%	毎年度策定した計画に基づく達成率

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑮ 学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導
関係部署	保健体育課，生活衛生課

## 現状

学校や社会保健福祉施設においては，安全・安心な給食を提供するため，「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理を行う必要があります。

このため，学校給食の安全性に関しては，県衛生管理等研修会等を開催し，衛生管理基準の遵守や，各種食中毒対策の徹底，学校給食施設設備の改善などについて指導を行うとともに，学校給食調理施設の設置者等に対しては，給食用食品の点検の実施や，給食用食品を選定するための委員会等の設置について指導しています。

また，社会保健福祉施設等に関しても，「県食品衛生監視指導計画」に基づく，立入検査を行い，給食の安全性に努めています。



＜県衛生管理等研修会＞



＜給食施設の監視＞

## 課題

子供，高齢者や病人など比較的体の抵抗力が弱い方々への食事の提供となるため，調理従事者は，下処理における衛生管理，中心部までの十分な加熱，加熱調理後の二次汚染の防止，原材料や調理後の食品の温度管理など食品の取扱には特に注意を払う必要があります。

## 施策の目標

遵守すべき学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルについて周知徹底するとともに，衛生管理に関する知識を広く普及させることにより，安全で安心な給食の提供を目指します。

## 具体的な取組内容

- 県衛生管理等研修会の開催
  - ・衛生管理，食物アレルギー，異物混入防止対策に関する研修会の開催
- 学校給食衛生管理基準に基づく学校薬剤師等による給食施設の定期点検（年3回）や食品検査の実施
- 県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導
  - ・重点的に監視・指導が必要と考えられる施設（1回以上立入／年）として監視指導

## 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
給食施設に対する監視指導	73.6%	100%	毎年度策定した計画に基づく達成率

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑩ いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査
関係部署	薬務課

## 現 状

健康食品と呼ばれるものについては，法律上の定義は無く，広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しています。

そのうち，国の制度としては，国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



いわゆる「健康食品」	機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品	特定保健用食品 (個別許可制)	医薬品 (医薬部外品を含む)
------------	------------------	--------	--------------------	-------------------

しかしながら，健康食品のなかに医薬品成分を含有しているものがあり，健康被害を引き起こす事例が報告されています。

県では，県内で流通している「強壯用健康食品」及び「痩身用健康食品」を買い上げ，医薬品成分を含有していないか検査を行っています。

項 目	令和元年度
買上調査数	10品目

## 課 題

「強壯用健康食品」及び「痩身用健康食品」等は，販売店等が多岐多様であり，品目も多く，また，他県において医薬品成分を含有する健康食品が報告されていることから，継続して検査を行う必要があります。

## 施策の目標

県内に流通している「いわゆる健康食品」を買上検査することにより，医薬品成分が含有される健康食品等による県民の健康被害を未然に防止します。

また，買上検査で医薬品成分を含有していることが判明した場合は，その健康食品等を公表し，県民へ注意喚起を行い，健康被害の拡大を防止します。

## 具体的な取組内容

○買上検査の実施

- ・強壯及び痩身作用のある医薬品成分の検出検査

基本施策	1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上
施策の方向	(2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実 ・県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査
取組内容	⑰ 水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視
関係部署	水産振興課, 生活衛生課

### 現状

食の安心・安全の確保のため, フグ等の有毒魚介類及び貝毒等流通が規制されている魚介類の情報を収集し, 水産物卸売市場等へ提供を実施しています。

また, フグ等による食中毒が発生した場合, 情報発信し, 注意喚起を行っています。

### 課題

消費地における水産物卸売市場においては, 流通する水産物の産地が多岐にわたることから, 水産庁及び厚生労働省, 水産物卸売市場等との情報交換・収集等の連携強化を引き続き実施していく必要があります。

### 施策の目標

水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視を実施することで, 安心・安全な水産物の市場流通を図ります。

### 具体的な取組内容

○水産物の効率的な流通及び安心・安全な水産物の提供を図るための取組

- ・水産物卸売市場の監督指導
- ・水産物の流通調査
- ・有毒魚介類等調査の指導 ほか

### 参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
水産物卸売市場への実態調査	36件	36件	

卸売市場：中央卸売市場魚類市場（1市場）、水産物地方卸売市場（35市場）